

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第6号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)
2019年4月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871



新年度のあいさつ 公益財団法人しまね農業振興公社

理事長 島田 一嗣

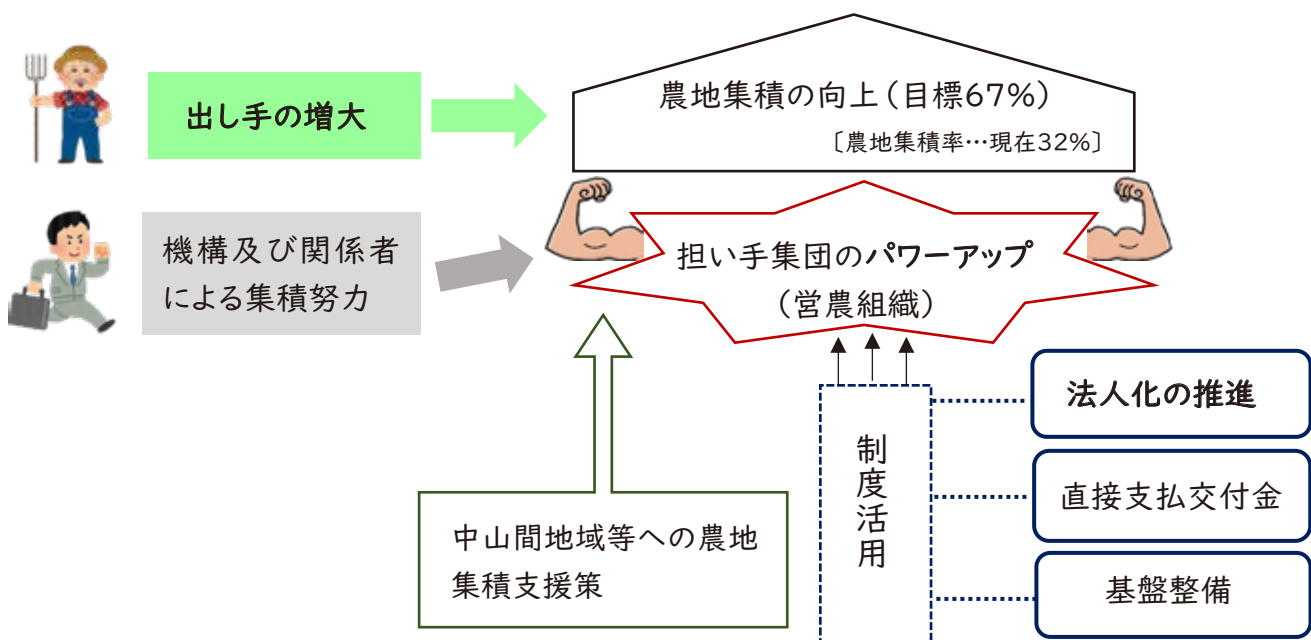
農地中間管理事業も5年目の見直しの年に入り、5年という歳月を振り返りつつ、今後の事業の進め方、方針等をまとめてみました。

初年度から3年目は、特に中間管理機構について、たくさんの方に知ってもらうための活動、PRにつとめてきました。一昨年度は、農業委員会の大改革により誕生した農地利用最適化推進委員と機構の相談員の連携強化に各種研修会の開催やマスコミを介して理解を求めてきました。平成30年度は、県内でご活躍の地域のリーダーの皆さんにお話を伺ってきました。その結果、これらの農地集積の向上のためには、貸し手から営農の依頼を受ける担い手組織のパワーアップ、つまり受け皿の強化を図っておかなければ集積の向上は頭打ちになること。そのためには、どんどん法人化を進めていくことが必要!!という思いに至り、国にも強く働きかけてきたところです。

加えて関係機関の皆様と十分連携しながら、諸制度をフル活用して、集積率アップにつなげていく考えです。



31年当面の理事長活動指針 ... 関係者と十分情報交換しながら、次の諸制度をフル活用し、向上につなげていく方針

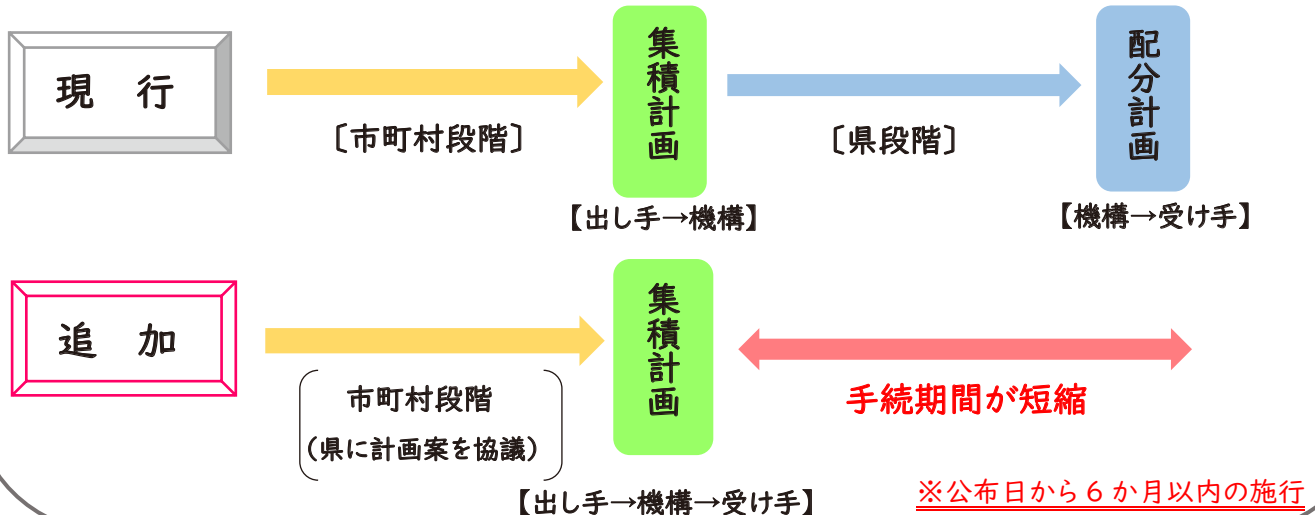




農地中間管理事業の法律の一部改正について、前号では、人・農地プランの作成についてご紹介しましたが、今月号は農地中間管理機構の仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化についてご紹介します。

農地中間管理機構の仕組みの改善

- 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画（市町村の集積計画と機構の配分計画）が必要となりますが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みが追加されます。
- 機構の配分計画の縦覧が廃止されます。
- 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けが廃止されます。



農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

- 農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化されます。
 - ① 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものが追加され、実績のある円滑化団体が配分計画の案を作成できるようになります。
 - ② 機構の事業実施区域を円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大されます。
 - ③ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で継承できるようになります。
- ※ ①…公布日から6か月以内の施行、②・③…公布日から1年3か月以内の施行

編集後記

4月になり、通勤途中に見かけるピカピカの一年生たち…わくわく、ドキドキ夢膨らむ表情に心が和まされます。会社に勤務して8ヵ月。最初のころ、分からないことだらけで、頭の中は???だらけでした。きわめて専門的な分野、難しい用語、法律…農業に携わったことはなく、深く考えたこともなく、意識しないで暮らしてきた〇十年…。当たり前のように、毎日お米を食べてきました。（…反省）

公社で農地に関わる仕事をし、農業についてたくさんのことを意識する日々になりました。「機構だより」に携わって学ぶ中で、皆さんに「伝わる広報」をお届けできるよう頑張ります。まだまだ一年生。ピカピカではありませんが、これからも勉強また勉強。（仁）

